

航空法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

最近の運輸分野における事故等の発生状況に鑑み、第164回通常国会において、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するための「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第19号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年3月31日に公布されたところです。

改正法では、航空運送事業の用に供する一定の航空機（以下「事業用航空機」という。）について、国の検査によらなければならない場合を除き、一定の整備等をする場合には、国土交通大臣の認定を受けた者（以下「認定事業場」という。）が作業をし、かつ、基準への適合性を確認するのでなければ航空の用に供してはならないこととしています。

今般、改正法による事業用航空機の整備等に係る規定の施行に伴い、航空法（昭和27年法律第231号）の委任を受けて制定されている航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）について、所要の改正を行うこととしています。

2. 概要

- ① 認定事業場による作業及び確認を義務付ける事業用航空機の範囲については、客席数が30又は最大離陸重量が15トンを超えるもの（飛行機又は回転翼航空機に限る。）を規定する予定です。ただし、このうち客席数が60以下であって最大離陸重量が27トン以下のものについては、経過措置を設け、施行の日から1年の期間は従前の通りとする予定です。（航空法第19条第1項関係）
- ② 認定事業場による基準への適合性の確認については、航空法第19条の2における認定事業場による確認と同様に、認定事業場において適切な資格・経験等を有する確認主任者に行わせることを規定する予定です。（航空法第19条第1項関係）
- ③ ①の事業用航空機に関しては、国の検査の対象とする作業の範囲を改造と規定することにより、軽微な保守を除く整備について認定事業場による作業及び確認を義務付けることとする予定です。（航空法第16条第1項関係）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成18年9月上旬

施 行 : 平成19年3月30日